

# 総務委員会資料

## 1 所管事務の調査（報告）

### (3) 入札契約制度・発注等検討委員会における検討状況 について

平成28年11月4日

財政局

# 入札契約制度等の見直しについて

## 1 契約の基本方針とこれまでの取組

### 契約の基本方針

#### ●川崎市契約条例(所管部署:財政局資産管理部契約課)

##### (施策の基本方針)

第4条 契約に関する施策は、次に掲げる基本方針に基づき策定され、及び実施されるものとする。

(中略)

(4) 予算の適正な使用に留意しつつ、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること。

### これまでの取組

#### (1) 市内中小企業の受注機会の増大

原則として市内に本社があることが入札参加条件

#### (2) 透明性の確保・公正な競争の推進

##### ア 一般競争入札の実施拡大(契約課契約対象)

工事:1,000万円以上、委託:500万円以上、

物品:1,000万円以上 (いずれも予定価格)

##### イ 電子入札の導入(H16)

##### ウ 入札監視委員会の設置(H14)

#### (3) 価格及び品質が総合的に優れた契約の推進

##### ア 総合評価落札方式(H19から試行実施、H22から本格実施)

・原則として予定価格1億5,000万円以上

(上下水道局発注は2億円以上、業種:建築は3億円以上)

・入札価格だけでなく、入札者の技術力等も総合的に評価して落札者を決定

・災害時等における実働実績評価【アシストかわさき】(H28)

##### イ 最低制限価格等の引き上げ(H18~随時)

H28 直接工事費100%、共通仮設費90%

現場管理費90%、一般管理費55%

#### (4) 契約による重要施策の推進

##### ア 主観評価項目制度の導入(H17)

・社会的貢献等に関する評価項目を入札参加条件に活用

・「災害時協定締結」に限定した入札参加条件の設定

(H25から試行実施、H28から本格実施)

##### イ 障害者施設等からの調達推進(H25)

・「川崎市障害者優先調達推進方針」を毎年策定

#### (5) 労働環境の整備【公契約制度】(H23)

・工事請負:予定価格6億円以上

作業報酬下限額は、設計労務単価の90%で決定

・業務委託:予定価格1,000万円以上の対象6業種

作業報酬下限額は、神奈川県最低賃金を勘案して

決定

・指定管理者

## 2 入札契約制度を取巻く環境の変化

### (1) 担い手三法の改正(26年6月)及び品確法指針(27年1月)

#### 品確法の改正

##### ・目的と基本理念

- 現在及び将来の公共工事の品質確保
- 担い手の中長期的な育成・確保の推進
- 施工技術の維持向上と技術者の中長期的な育成・確保
- 適切な維持管理の実施
- 災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮
- ダンピング受注の防止
- 請負契約の適正化と技術者等の労働環境改善 など

##### ・発注者責務の明確化

- 予定価格の適切な設定、計画的な発注、適切な工期設定
- 低入札価格基準や最低制限価格の設定

##### ・多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案方式、若手技術者などの育成・確保や機械保有、災害時の体制などの積極的な審査・評価、地域社会資本の維持管理に資する方式

### (2) 中小企業活性化条例の制定

平成28年4月に施行された「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」には、受注機会の増大について規定されており、この条例の趣旨を踏まえ、市内事業者が受注しやすいような発注時期や発注単位を検討する必要がある。

#### (受注機会の増大等)

第19条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者(市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。以下この条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

2 市は、工事の発注等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の社会貢献の取組の状況についてしん酌するよう努めるものとする。

多様な入札契約制度などさらなる受注機会の増大に向けた検討の必要

## 3 検討体制

### ●入札契約制度・発注等検討委員会

【28年8月16日設置】(旧 設計積算事務適正処理検討委員会)

#### (目的)

本市が発注する工事に係る適正な入札契約事務の執行及び市内中小企業者の育成を図るため、入札契約制度の改善、適切な分離又は分割発注等の推進、設計書の設計積算の適正を図る。

座長	三浦副市長	
副座長	菊地副市長	
	伊藤副市長	
委員	上下水道事業管理者	総務企画局長
	財政局長	経済労働局長
	環境局長	まちづくり局長
	建設緑政局長	港湾局長
	川崎区長	幸区長
	中原区長	高津区長
	宮前区長	多摩区長
	麻生区長	交通局長
	病院局長	

#### (所掌)

- (1) 入札に関する事務の改善に関すること
- (2) 工事発注の分離又は分割、及び平準化に関すること
- (3) 工事設計書に係る事故原因の調査に関すること
- (4) 工事設計書に係る事務の再点検及び見直しに関すること
- (5) 前各号に関連する調査研究に関すること
- (6) その他委員会が必要と認める事項

#### (部会の設置)

入札部会	部会長	財政局資産管理部長
発注部会	部会長	まちづくり局総務部長
設計書部会	部会長	建設緑政局総務部長

#### (開催状況)

第1回検討委員会(28年8月16日)

議題: 入札契約制度・発注等に関する課題への考え方

第2回検討委員会(28年10月18日)

議題: 川崎市福祉センター跡地活用施設 整備事業者選定に係る入札参加条件等について

入札部会(第1回: 28年9月16日、第2回: 10月7日)

発注部会(第1回: 28年8月30日、第2回: 11月1日)

公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保

# 入札契約制度・発注等検討委員会における検討事項

## 1 総合評価落札方式について

### 【1】課題

- ①評価項目の見直し  
品確法の趣旨を踏まえ、若手技術者の育成、地域貢献等を審査・評価
- ②適用金額、失格基準の引き上げ  
実施案件の限定、適正な利潤の確保

### 【2】取組実施事項

- 若手技術者の評価については、35歳未満を40歳未満として対象を拡大
- 地域貢献については、官公需適格組合をJVの構成員としても評価

28年9月から  
実施

### 【3】取組の考え方

総合評価については今後も取組を推進する。  
失格基準や新たな評価項目については国や他都市の動向を踏まえ引き続き検討を行う。

## 2 業者登録について

### 【1】課題

- ①業者登録における格付け方法の改正  
工事の等級区分(ランク)の決定の際に、事業者の技術力、地域貢献等を評価  
ランクごとの発注標準金額の見直し
- ②市内事業者の定義の見直し  
本社機能の定義の見直し、実態調査の実施

28年10月改正(29年度から適用)

### 【2】取組実施事項

- 工事の等級区分決定の際、これまでの経営事項審査の評定に加え、主観評価項目などを含めて評価
- 市内事業者の定義については、要領を改正して対応する。
- ・発注標準金額についてはこれまでの物価上昇の状況などを踏まえ見直しを検討

28年9月改正(29年度から適用)

### 【3】取組の考え方

29・30年度の業者登録に合わせて見直しを行う。

## 3 入札参加条件等について

### 【1】課題

- ①WTO案件において市内事業者が受注できる入札参加条件の設定  
WTO案件において、市内企業のみで構成される共同企業体の受注機会の増大
- ②共同企業体を構成する基準の見直し  
建築工事における、JVの構成員数の設定基準の引き上げ
- ③主観評価項目の見直しと拡充  
女性活躍の推進など本市の施策の動向を踏まえた評価項目の設定
- ④重複受注制限  
同額の入札でくじ引きが多い中、1者が落札できる案件数を制限することで、受注者の偏りを是正。

### 【2】取組実施事項

- ・WTO案件において、経営事項審査の点数を条件とする場合、これまで以上に市内企業が参加可能な点数の設定とする。
- ・中小事業者の技術力が向上したこと、また、技術者不足による競争性確保の対策として、他の業種も含め見直しを検討しつつ、単体で施工可能な案件は、混合入札の取組みを進めていく。
- 受注制限については工事の品質確保、事業者の育成を目的として試行実施を検討

28年10月から  
実施

### 【3】取組の考え方

国や他都市の動向を踏まえ、さらなる受注機会の増大の取組について検討を行う。

## 4 事業者への資金の円滑な供給の促進

### 【1】前払い金の使途拡大

### 【2】取組実施事項

- 前払金はこれまで、主に直接工事費に限定されているため、公共工事の実施による経済効果に前払金が最大限活用できるよう現場管理費、一般管理費等を含む、工事の施工に係る費用全般について前払いをすることができるよう見直しを行う。

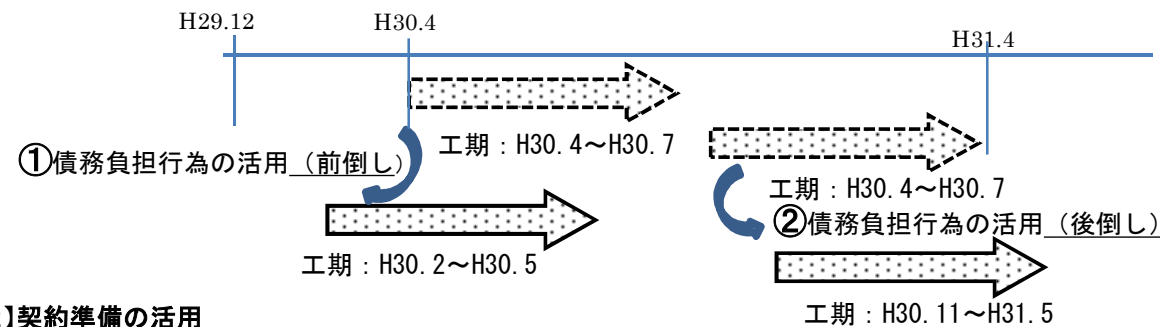
28年9月から実施

## 5 発注・施工の平準化及び分離・分割発注の推進

### ◆発注の平準化

年度初めの4月から5月の発注・施工が他の月に比べて少ない

#### 【1】債務負担行為の拡大



#### 【2】契約準備の活用

翌年度契約準備伺いの受付期間の延長  
5月契約の案件についても対象を拡大

### ◆分離・分割発注

平成28年4月に施行された中小企業活性化条例には受注機会の増大について規定されており、この条例の趣旨を踏まえ、市内事業者が受注しやすいような発注時期や発注単位を検討する必要がある。

#### 【1】課題

効率的な事業執行への影響  
市民サービスへの影響  
入札不調となった場合の影響

#### 【2】取組の考え方

課題を踏まえて対象案件を抽出し実施可能なものから対応

**平成28年9月から実施する入札契約制度の取り組みについて**

**1 総合評価落札方式における評価項目の見直し**

事業者の若手技術者確保へのインセンティブや中小企業者の受注機会の確保を図るため、平成28年9月1日以降に公告を行う案件から、次のとおり総合評価落札方式の評価項目を見直します。

(1) 評価項目「若手配置予定技術者の配置」の評価(加点)基準を入札参加申し込み時点で**40歳未満**としました。

**見直し前**：入札参加申込日時点で35歳未満であること



**見直し後**：入札参加申込日時点で**40歳未満**であること

(2) 評価項目「官公需適格組合であること」の評価(加点)対象を共同企業体の構成員に広げました。

**見直し前**：共同企業体の代表者が官公需適格組合のときのみ加点



**見直し後**：共同企業体の**構成員(代表者に限定しない)**が官公需適格組合のときに加点

**2 前払金の使途拡大**

地方自治法施行規則の一部改正に基づき、前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図るため、平成28年度発注工事の前払金の使途を拡大します。

(1) 対象となる前払金

平成28年9月1日以降に入札公告又は指名通知を行い、平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものが対象です。

(2) 使途拡大の内容

前払金の使途について、**現場管理費及び一般管理等のうち当該工事の施工に要する費用**に拡大します。

※これらに充てられる前払金の上限は、前払金の100分の25です。

**3 業者登録における市内業者の定義の見直し等**

平成28年9月に申請受付する「平成29・30年度競争入札参加資格審査申請」について、事業者の地域区分(市内業者、準市内業者、市外業者)の定義を整理するとともに、事業者の実態を確認する必要がある場合は**実態調査**を行い、適正な入札参加機会の確保を図ります。

**\* 市内業者**： 本店(登記簿上に記載され、**管理部門など本社機能を有した事務所**など)が川崎市内に在る者

**平成28年10月から入札契約制度を変更します**

**1 工事業者の等級区分(ランク)における発注者別評価点(=主観評価項目)の活用**

本市発注工事の品質を向上させ、地域貢献への一層のインセンティブを働かせるため、「川崎市競争入札参加者選定規程」を改正し、工事の入札参加資格に係る等級区分(ランク)決定方法を見直します。**平成29年度に係る競争入札参加資格審査申請から適用していきます。**

●内容

工事請負契約の等級区分(ランク)を、経営事項審査の結果による点数だけでなく、障害者の雇用状況、本市との災害協定の締結、建設業労働災害防止協会の加入、ISOの認証取得状況、男女共同参画、優良業者表彰及び工事成績評定点の平均点などの**発注者別評価(主観評価)を加えて決定する方法**に見直しました。

※ 等級区分(ランク)とは、業者数や発注件数が多い業種で、事業者の経営規模、技術力等に見合った契約をするための区分のことで、

※ 経営事項審査とは、全国共通の基準で評価するもので、財務状況、完成工事高、一定の社会性(労働福祉、防災活動、技術者育成等)を審査項目として、総合点数を算出しています。

**2 請負工事受注機会確保方式を導入した入札の試行実施**

市内中小企業者がその活力を最大限に発揮するための環境づくりの一環として、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」を定めました。平成28年10月1日以降に入札公告を行う案件から試行実施を行い、効果を検証してまいります。**受注機会確保方式とは、公告日・開札日・入札参加資格が同一の工事をグループ化し、そのグループ内の案件については、くじ引きにより落札できる件数を1者1件とする方式です。**

(1) 目的

○同じ入札参加者による複数受注が減り、多数の入札参加者の受注機会が確保されます。

○受注機会確保方式を実施することにより、1件目の入札の落札候補者となった者は以降の入札では「無効」となるので、配置できる技術者が1名でも複数の入札に参加することが可能となります。

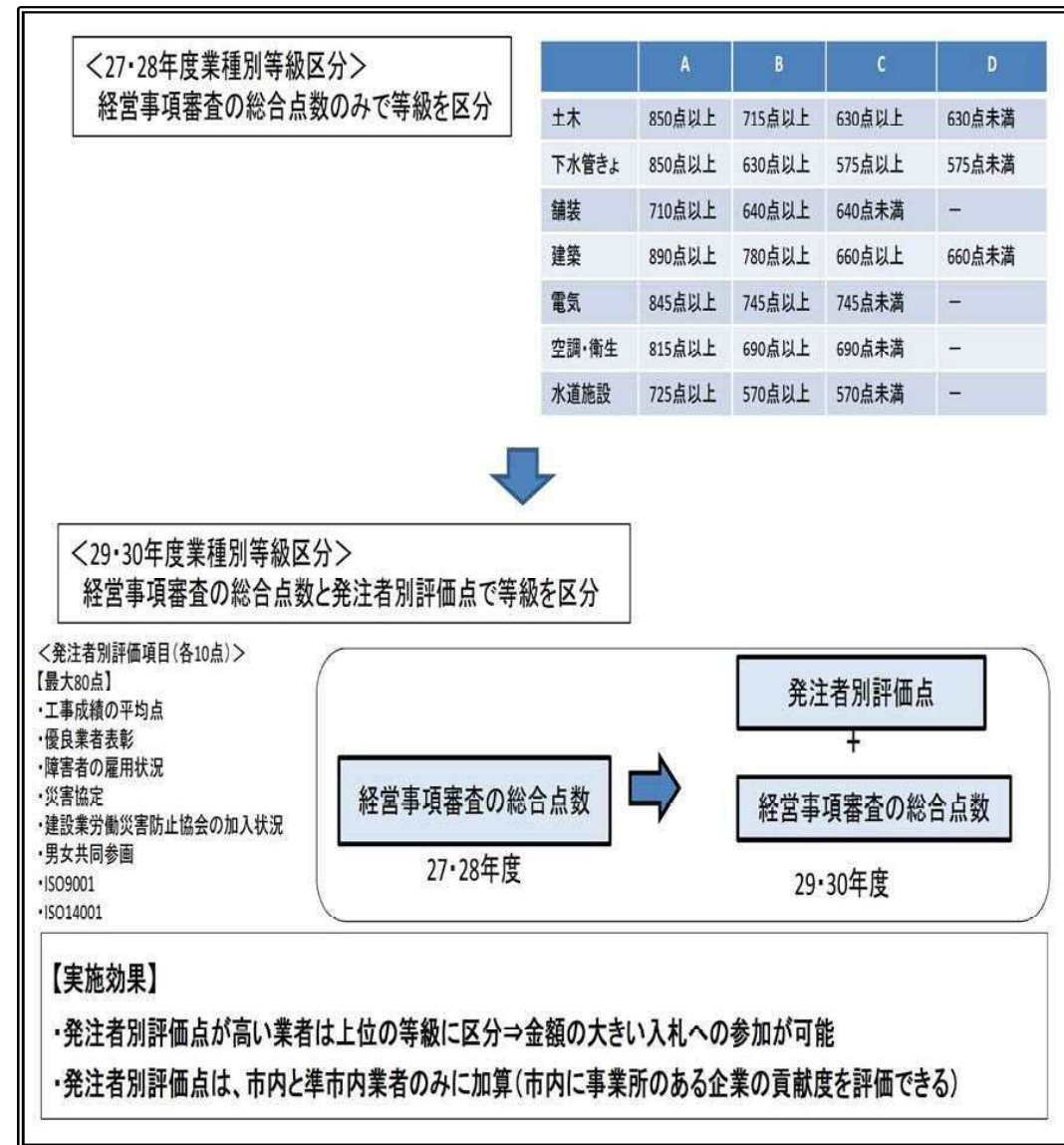
○過大な受注を避けることにより、粗雑工事や工事遅延の防止など、工事の品質確保につながります。

(2) 受注機会確保方式の対象

発注件数が多く、くじ引きの発生率の高い工事のうち、**公告日・開札日・入札参加資格が同一の工事を対象**とします。

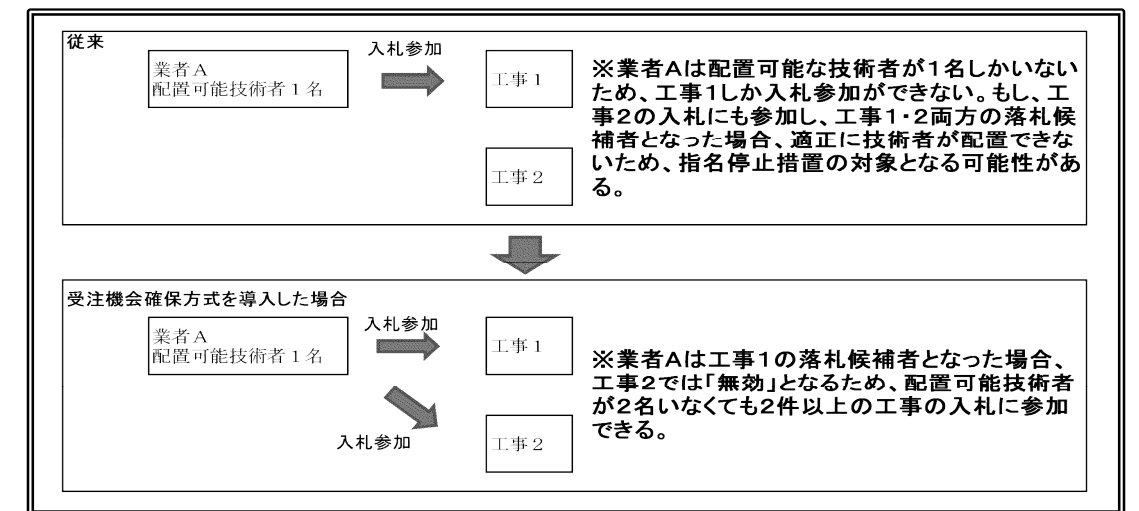
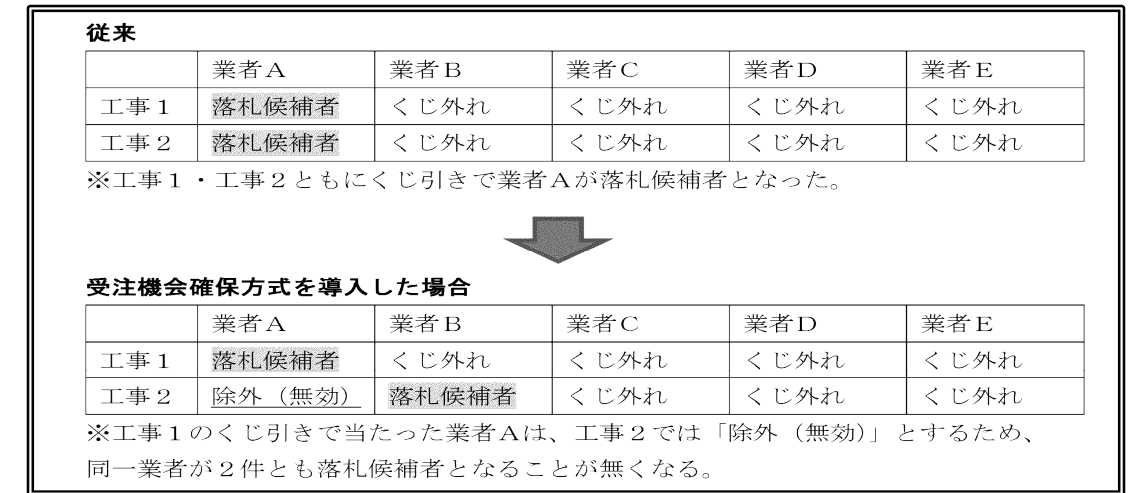


※工事業者の等級区分（ランク）における発注者別評価点（＝主観評価項目）の活用イメージ



※主観評価項目とは、入札参加者をより適正に評価するとともに、入札参加者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲の高めることを目的とした主観評価項目制度における評価項目であり、入札参加者ごとに申請を行い、登録の条件を満たすと主観評価項目点が付与されます。川崎市では市内業者及び準市内業者を対象に平成17年から当該制度を実施しており、入札参加資格等に活用しております。

※請負工事受注機会確保方式を導入した入札イメージ



※請負工事受注機会確保方式対象業種・等級区分（ランク）

- 市長部局発注の業種「土木」の等級区分（ランク）「B」
- 市長部局発注の業種「舗装」の等級区分（ランク）「A」及び「B」
- 市長部局発注の業種「造園」
- 市長部局発注の業種「とび・土工」（※登録単価を公表しているもの）
- 上下水道局発注の業種「下水管きよ」の等級区分（ランク）「A」及び「B」
- 上下水道局発注の業種「水道施設」の等級区分（ランク）「A」

※平成27年度発注工事において、発注件数が一定以上有り、くじ引きの発生率が高いものを対象としています。受注機会確保方式の対象業種・等級区分（ランク）については試行実施の結果を踏まえ、今後変更する可能性があります。

# 川崎市福祉センター跡地活用施設 整備事業者の募集について

## 1 跡地活用施設整備の概要

「川崎市福祉センター跡地活用施設整備基本計画【改訂版】(H28.1 策定)」に基づき、「高齢者や障害者の在宅生活支援の推進」を基本目標とし、以下のとおり跡地活用施設整備を行う。(平成 32 年度開所予定)

(1) 建物用途等(1 棟の複合建築物)

①市施設機能

- ・(仮称)南部リハビリテーションセンター
- ・(仮称)福祉総合研修センター
- ・(仮称)ウェルフェアイノベーション連携推進センター

②民間施設機能

- ・特別養護老人ホーム
- ・障害者入所施設

(2) 想定延床面積:約14,000㎡(市施設機能 約4,000㎡、民間施設機能 約10,000㎡)

(3) 整備手法【一括買取方式】

①民間施設機能を設置運営する社会福祉法人を選定(H28.6.10「社会福祉法人 三篠会」を選定済)

②市と三篠会で、跡地活用施設全体の要求水準書を作成済

③跡地活用施設全体を整備する整備事業者(建設企業等)を市の入札(総合評価一般競争入札)で選定する。

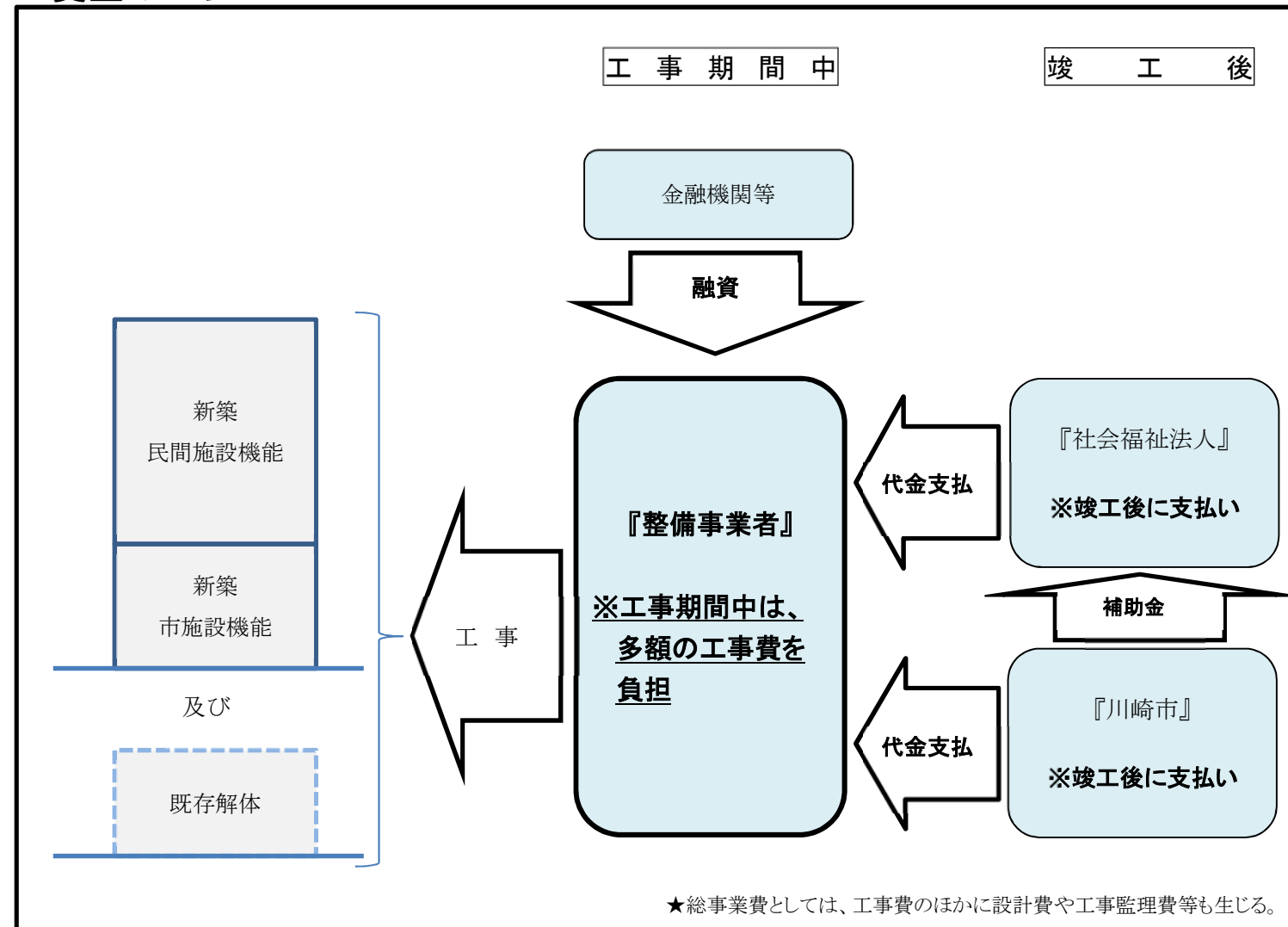
※当該入札は、「設計」、「工事(既存施設解体を含む。）」、「工事監理」、「跡地活用施設譲渡」の各業務を範囲とし、  
入札参加者は、それらの業務を行う法人(企業)、又は当該業務を行う法人(企業)により構成されるグループとする。

④整備事業者は、既存施設を解体、建築設計、建築工事、工事監理、跡地活用施設譲渡を行う。

⑤竣工後、市及び三篠会が、市施設機能及び民間施設機能それぞれを整備事業者から一括で買い取る。

(4) 運営:市施設機能は、直営、指定管理等で行い、民間施設機能は、三篠会が行い、整備事業者は運営には関わらない。

## 2 資金のスキーム



## 3 従来の募集方法

(1) 特別養護老人ホーム整備の場合(民設民営)

入札参加資格は、①Aランク市内業者、②準市内又は市外業者と市内業者40%以上のJVとし、一般競争入札により選定

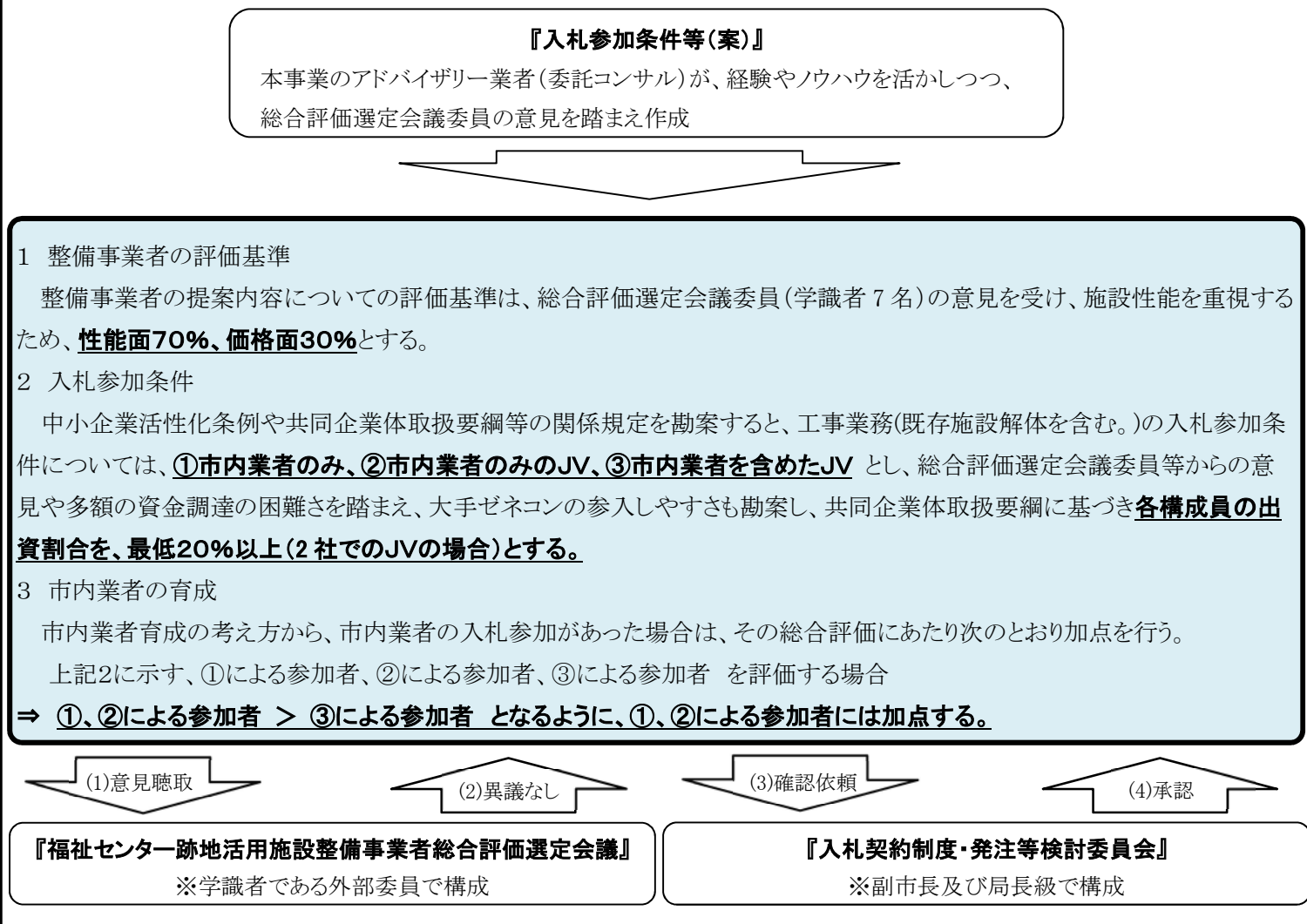
(2) 公共工事の場合(建築5億円以上でWTO案件を除く。)

入札参加資格は、原則として最低2者のJVとし、総合評価一般競争により選定。また、市内業者を指定する条件を付ける。

## 4 過去の実績(特別養護老人ホーム)

物件名等	工事請負業者名	出資割合	工事金額(円)
プラチナヴィラ野川(104床) 工期:H26.7~H27.10	戸田・山根建設共同企業体	100%	1,566,000,000
	戸田建設(準市内)	60%	939,600,000
	山根工務店(市内)	40%	626,400,000
境町フェニックス(120床) 工期:H26.12~H28.2	関東光正建設共同企業体	100%	2,117,791,000
	関東建設工業(市外)	60%	1,270,674,600
	光正工務店(市内)	40%	847,116,400
(仮称)レジデンス百合ヶ丘(94床) 工期:H28.2~H29.3(予定)	大洋・大場建設工事共同企業体	100%	1,328,400,000
	大洋建設(市外)	60%	797,040,000
	大場建設(市内)	40%	531,360,000

## 5 入札参加条件等の検討



## 6 落札者決定基準(評価基準)

<p>『性能評価(70%)』</p> <p>財務内容、施設計画、事業計画</p>	『100%』	『最大約103%』	<p>総合評価一般競争入札の評価については、国の手引きにおいて示されている事例や本市の他事例において、概ね性能面60～70%、価格面30～40%となっている。</p>
<p>『価格評価(30%)』</p> <p>最低入札価格÷当該入札価格×最大配点</p>			<p>本事業では、福祉施設を整備するため、着実に施設建設することを求めたいことから、財務内容、施設計画、事業計画等の性能面を重視する。</p>
<p>『加点(約3%増)』</p> <p><u>市内業者のみ又は市内業者のみのJV</u></p>			<p>なお、整備事業者の選定にあたっては、学識者である外部委員で構成する『<u>川崎市福祉センター跡地活用施設整備事業者総合評価選定会議</u>』において審査を行い、審査結果に基づき整備事業者を決定する。</p>

## 7 入札スケジュール

・10月7日	入札契約制度・発注等検討委員会入札特別部会
・10月18日	入札契約制度・発注等検討委員会
<u>・11月4日</u>	<u>健康福祉委員会へ報告</u>
<u>・11月7日</u>	<u>入札公告(入札説明書等公表)</u>
・11月17日	入札説明会、現地見学会
・12月中旬	入札参加申し込み
・12月下旬	入札参加資格確認結果通知
・2月中旬	提案書類受付及び入札書の開札
<u>・～3月末</u>	<u>総合評価一般競争入札(総合評価選定会議開催) ⇒ 落札者決定</u>